

旭川市スポーツ賞等表彰規則事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、旭川市スポーツ賞等表彰規則（平成26年旭川市規則第21号。以下「規則」という。）に基づく表彰事務を取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 規則第2条に規定する各賞の表彰は、本市在住者又は在住経過のある者で、別表に掲げる基準に該当する者に対し行うものとする。

(申請及び推薦方法)

第3条 規則第3条に規定する申請及び推薦は、旭川市スポーツ賞等受賞候補者申請書又は推薦書を市長に提出することにより行うものとする。

(授賞者決定方法)

第4条 規則第3条に規定する表彰を受けるものの決定に当たっては、旭川市スポーツ賞選考委員会設置要綱に基づき選考を行うものとする。

(委任)

第5条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表

表彰の種類	区分	基準年数	表彰要件
スポーツ賞	功 労	20年 以上	・本市スポーツの普及発展に寄与し、特に顕著な功績（注1）があった者
	指導者	10年 以上	・国際大会（注2）又は全国大会において活躍し、優秀な成績を収めた個人又は団体の育成指導に、顕著な功績（注3）があった者
	選 手	な し	・国際大会及びそれと同等と認められる国内大会に出場（注4）し、顕著な活躍及び優秀な成績を収めた個人又は団体
奨 励 賞	指導者	10年 以上	・全国大会（小規模大会を除く。）に出場して、著しい活躍をし、かつ、今後の活躍に期待が持てる個人又は団体の育成指導に功績があった者
	選 手	な し	・全国大会（小規模大会を除く。）に出場して、著しい活躍をし、かつ、今後の活躍に期待が持てる個人又は団体
功 労 賞	功 労	20年 以上	・長年にわたり本市スポーツの普及奨励に寄与し、著しい功労（注5）があった者

（注1）特に顕著な功績とは、各種スポーツ関係団体の中心となり、スポーツの普及発展のための企画若しくは指導を率先した場合、又は国際規模の大会誘致開催に積極的に努めた場合をいう。

（注2）国際大会とは、オリンピック・パラリンピック大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会及びこれに準ずる大会をいう。

（注3）顕著な功績とは、国際大会において活躍し優秀な成績を収めた個人又は団体の育成指導に手腕を発揮した場合をいう。

（注4）国際大会に出場とは、国内での予選大会で上位入賞し出場権を得て出場した場合をいう。

（注5）著しい功労とは、各種スポーツ関係団体において、スポーツの普及奨励のための企画又は指導を率先した場合、若しくは大規模な大会の誘致開催に積極的に努めた場合をいう。